

東京大学国際学術交流活動等奨励事業

2011年度海外派遣奨励費（海外留学支援金）募集要項（追加募集）

1. 趣 旨

この海外派遣奨励費は、東京大学が、海外の国際交流協定校等において修学する学部学生・大学院学生に対し、奨励費等を支給することにより、学生が国際的な理解を深めることを推奨し、もって「タフな東大生」の育成に資することを目的とする。

なお、この海外派遣奨励費（以下、「奨励費」とする。）は、2010年度まで実施してきた同奨励事業「学部学生・大学院学生海外派遣」による奨励費制度の内容を踏襲し募集するものである。

2. 応募資格

- (1) 申請時及び修学期間を通じて、本学の学部または大学院の正規課程に在籍する学生であること。
- (2) 修学先で受入見込みであり、**2011年8月から**2012年3月までに渡航を開始し、3ヶ月以上、海外の大学等で修学する者。
- (3) 国内外、本学及び他機関からを問わず、奨学や海外留学等を目的とする給付型奨学金を受給していないこと（交換留学制度等において奨学金支給がある場合も含む）。
注意：他の団体等から貸与型奨学金を受給する場合には、本奨励費を併給可能であっても、当該団体における所定の手続きをとること。
- (4) 2010年度以前の国際学術交流活動等奨励事業を含めて、本奨励費を受給したことのない者、もしくは本奨励費を受給した場合でも、その受給終了後1年を経過した者。

3. 奨励費支給額

学部学生、大学院学生 月額 80,000 円

なお、本募集要項別表に記載する地域区分のうち、東京大学旅費規定の旅費支給要領第12条2項に基づく、「指定都市」、「欧米及び中近東地域」に修学する学生に対しては、上記の金額に加えて月額20,000円の地域加算額を支給する。

4. 海外留学支援金

次のいずれの条件にも該当し、本奨励費の受給が決定した学生については、本学授業料に相当する支援金として「海外留学支援金」（以下、「支援金」とする。）を支給する。

学部学生、大学院学生 月額 45,000 円

- (1) 東京大学学部通則第14条の2および大学院学則第28条で定める「留学」手続きにより、海外の大学において修学を行う目的であること。

- (2) 「授業料を相互に徴収しないことを定める協定大学」への相互交流プログラムによる留学ではないこと。

5. 支給期間

奨励費及び支援金の支給対象期間は、3ヶ月以上最大12ヶ月以内とする。

6. 支給予定者数

2011年4月から2012年3月までに渡航を開始する修学者を対象とした先の募集と合わせて、学部学生・大学院学生全体で35名程度を予定。

7. 奨励費(支援金)の支給方法

奨励費(支援金)の支給は、選考による受給者決定を受けて、受給者名義の預金口座に送金する。

8. 申請場所及び申請締切

平成23年6月20日(月) 教務課総合文化大学院係

提出書類

- (1) 海外派遣奨励費(海外留学支援金)申請書(別紙様式)
- (2) 大学入学後全学期分の成績証明書の写し
- (3) TOEFL iBT等の客観的な語学能力試験結果の写し
- (4) 修学先の入学許可証または受入見込みを示す書類等の写し(和訳添付)

※(1)の海外派遣奨励費(海外留学支援金)申請書(別紙様式)は片面印刷とし、左上をホチキス止めすること。

9. 選考及び結果の通知

受給者の選考は、部局長の推薦に基づき、国際委員会学生交流専門委員会内で審査の上、国際委員会委員長(以下、「委員長」という。)が決定する。

選考に基づいて受給者を決定したときは、部局長を経て本人に通知する。

10. 異動の届出

受給者が次のいずれかに該当するときは、部局長を通じて速やかに委員長に届け出なければならない。

- (1) 海外修学を中断・休止(1ヶ月以上)しようとするとき。
- (2) 退学又は転学したとき。
- (3) 停学その他の処分を受けたとき。
- (4) 住所、氏名、連絡先その他重要な事項に変更があったとき。

11. 奨励費(支援金)の返納

受給者が海外修学を中断・休止(1ヶ月以上)、前述の応募資格に反する事実が判明した場合、または受給者として適当でない事実があったとき、修学期間が当初の計画よりも短縮されたときは、既に支給した奨励費(支援金)の全額または一部を返納させる。

12. 報告書の提出

受給者は、海外修学を中断・休止した場合も含めて、帰国後に派遣状況報告書（別途様式）を、部局長を経て委員長に提出しなければならない。

13. その他

- （１）本事業は、本学学生へ海外修学のための奨励費等を支給するものであり、海外修学に許可等を与えるものではない。
- （２）申請にあたっては、各学部・研究科等の学科主任（専攻主任）または指導教員等から、申請に際しての了解を得ることとする。
- （３）受給者は、所属部局を通じて、修学先における在籍確認の報告を文書で要するものとする。
- （４）海外修学を計画するにあたっては、当該国の入国査証取得に相当の時間を要する場合があるので、事前に在外公館等に確認の上、無理のない日程を設定すること。
- （５）本奨励費の支給には、一部採択者への奨励費に対し、その趣旨に賛同した民間の基金、企業、個人等（以下、「支援団体等」）からの寄附金が充てられることがある。この場合、渡航の前後に支援団体等から、受給者に対して報告や懇談等を要請される場合もある。

なお、今回の募集時点で支援を行う支援団体等は以下のとおり。

・長島雅則奨学基金